

一関市告示第249号

一関市観光施設等ツキノワグマ対策事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和 8 年 9 月 1 日

一関市長 佐 藤 善 仁

一関市観光施設等ツキノワグマ対策事業費補助金交付要綱

(目的)

第 1 この告示は、観光施設におけるツキノワグマによる被害の防止を図るため、市内の観光事業者等が実施するツキノワグマ対策に要する設備、物品等の購入に要する経費に対し、予算の範囲内で一関市補助金交付規則（平成17年一関市規則第52号。以下「規則」という。）及びこの告示により補助金を交付する。

(定義)

第 2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 観光事業者等 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 市内に本社又は営業所等を有し、観光客を対象とした屋内外の観光施設を運営する事業者

イ 市内において観光客を対象とした体験活動等を実施する事業者

ウ 旅館業法（昭和23年法律第138号）に基づく旅館・ホテル営業又は簡易宿所営業の許可を受けて営業している者

エ 住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）に基づく住宅宿泊事業者

オ 一般社団法人一関市観光協会に所属し、観光客を対象とした事業を営む事業者

カ その他観光客を対象とした活動を行う団体等

(2) ツキノワグマ対策設備設置事業 露天風呂を有する温泉入浴施設に、ツキノワグマの侵入又は被害を防止するために、支柱等の主要部材が金属製又は同等以上の耐用年数を有する部材で構成される電気柵又は侵入防止柵を設置する事業をいう。

(3) ツキノワグマ対策物品等購入事業 次に掲げる物品を購入する事業をい

う。

ア クマ鈴、注意喚起看板、警報機、センサーカメラ、追い払い用花火その他ツキノワグマによる被害を防止するための物品

イ クマ撃退スプレー、エアホーンその他ツキノワグマに遭遇した場合に身を守るための物品

(補助対象者)

第3 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に主たる事務所を有する観光事業者等であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、国又は地方公共団体が運営するものを除く。

(1) 市税を滞納していないもの

(2) 代表者又は役員が一関市暴力団排除条例（平成27年一関市条例第38号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第4号に規定する暴力団員等でない者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有していないもの

(3) この告示に基づく補助金の交付を受けていないもの

(補助対象事業等)

第4 補助金の交付対象となる事業、対象経費及び補助額は、次の表のとおりとする。ただし、消費税及び地方消費税相当額は補助対象経費に含まないものとし、この告示による補助金以外の補助金等（国、県その他の団体によるものを含む。）の交付の対象とされた経費は、補助対象経費としない。

補助対象事業	補助対象経費	補助額
ツキノワグマ対策設備設置事業	電気柵又は侵入防止柵の購入、設置又は施工に要する経費	補助対象経費の4分の3以内の額とし、55万円を上限とする。
ツキノワグマ対策物品等購入事業	物品の購入に要する経費	補助対象経費の2分の1以内の額とし、5万円を上限とする。

2 前項の補助額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助事業の内容の変更)

第5 規則第6条第1項第1号及び第2号に規定する市長が定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

(1) 事業費の30パーセント以内の増減

(2) 補助金の交付額の変更を伴わない変更

（申請の取下期日）

第6 規則第8条第1項に規定する申請の取下期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

（提出書類及び提出期日）

第7 規則に定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表のとおりとする。

（財産の管理）

第8 補助事業者は、補助金の交付を受けて整備したツキノワグマ対策設備（以下「補助対象設備」という。）について、補助金の交付を受けた日から耐用年数を経過するまで、善良な管理者の注意をもって適正に管理し、その目的に従って使用しなければならない。

2 補助事業者は、補助対象設備を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡等（交換、貸付け、返品、廃棄その他これらに類する行為を含む。）を行う場合は、市長の承認を受けなければならない。ただし、補助対象設備がその耐用年数を経過した場合その他市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

（補助金交付決定の取消し等）

第9 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に補助金を交付した場合には、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) この告示の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金を交付の目的以外に使用したとき。
- (4) その他市長が補助金の返還を命ずることが適当と認めるとき。

（帳簿等の保存）

第10 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした書類を整備し、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

（補則）

第11 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

別表（第 7 関係）

条項	提出書類及び添付書類	様式	提出期日
規則第 4 条の 規定による書 類	一 関市観光施設等ツキノワグマ対策事業 費補助金交付申請書 1 事業計画書 2 収支予算書 3 その他市長が必要と認める書類	第 1 号 第 2 号 第 3 号	別に定め る。
規則第 6 条第 1 項第 1 号、 第 2 号及び第 3 号の規定に よる書類	一 関市観光施設等ツキノワグマ対策事業 費補助金変更（中止・廃止）承認申請書 1 事業計画書 2 収支予算書 3 その他市長が必要と認める書類	第 4 号 第 2 号 第 3 号	別に定め る。
規則第 13 条第 1 項の規定に よる書類	一 関市観光施設等ツキノワグマ対策事業 費補助金請求書 1 事業実績書 2 収支精算書 3 その他市長が必要と認める書類	第 5 号 第 2 号 第 3 号	別に定め る。

様式第 1 号（別表関係）

年 月 日

一関市長 様

申請者 所在地
事業所名
代表者名

一関市観光施設等ツキノワグマ対策事業費補助金交付申請書

年度において、一関市観光施設等ツキノワグマ対策事業費補助金の交付を受けたいので、一関市補助金交付規則により関係書類を添えて、次のとおり補助金の交付を申請します。

補助金交付申請額 金 円

（添付書類）

1 ツキノワグマ対策設備設置事業の場合

- (1) 電気柵又は侵入防止柵を設置する場所が分かる平面図
- (2) 電気柵又は侵入防止柵の設置に係る施工図
- (3) 見積書の写し、カタログ等
- (4) 現況写真
- (5) 前年度の市税納税証明書
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 ツキノワグマ対策物品等購入事業の場合

- (1) 見積書の写し、カタログ等
- (2) 前年度の市税納税証明書
- (3) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（別表関係）

事業計画（実績）書

1 事業の目的

2 事業実施主体

3 事業の内容

(1) ツキノワグマ対策設備設置事業

柵の種類	設置場所	段数（段） 又は高さ（m）	設置延長（m）

(2) ツキノワグマ対策物品等購入事業

購入物品名	用途	数量	金額（円）
合計			
保管・設置場所			

※ 金額は、消費税を除いた金額を記載すること。

4 事業完了（予定）年月日 年 月 日

様式第3号（別表関係）

収支予算（精算）書

(1) 収入の部

区分	予算額 (変更前の予算額)	精算額 (変更後の予算額)	比較増減		備考
			増	減	
市補助金	円	円	円	円	
自己資金					
その他					
計					

(2) 支出の部

区分	予算額 (変更前の予算額)	精算額 (変更後の予算額)	比較増減		備考
			増	減	
ツキノワ グマ対策 設備設置 事業	円	円	円	円	
ツキノワ グマ対策 物品等購 入事業					
計					

※ 金額は、消費税額を除いた金額を記載すること。

様式第 4 号（別表関係）

年 月 日

一関市長 様

申請者 所在地
事業所名
代表者名

一関市観光施設等ツキノワグマ対策事業費補助金変更（中止・廃止）
承認申請書

年 月 日付け一関市指令 第 号で補助金の交付の決定の
通知があった、一関市観光施設等ツキノワグマ対策事業費補助金について、次の
とおり変更（中止・廃止）したいので、一関市補助金交付規則により関係書類を
添えて承認を申請します。

変更（中止・廃止）の 内容	
変更（中止・廃止）の 理由	

※ 変更の内容は、変更前と変更後とを用意に比較対照できるように、変更前を
上段に、変更後を下段に記載すること。

様式第5号（別表関係）

年 月 日

一関市長 様

申請者 所在地
事業所名
代表者名

一関市観光施設等ツキノワグマ対策事業費補助金請求書

年 月 日付け一関市指令 第 号で補助金の交付の決定の通知があった、一関市観光施設等ツキノワグマ対策事業費補助金について、事業が完了したことから、一関市補助金交付規則により関係書類を添えて次のとおり請求します。

1 補助金請求額 金 円
補助金交付決定額 金 円

2 事業完了日
年 月 日

3 補助金の振込先

金融機関名	銀行・信金・農協		本・支店			
種 別	普通	・ 当座	口座番号			
ふりがな 口座名義						